

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和2年6月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## 【金銭寄付】

### <福祉推進のため>

○北光コスモス会様	12,000円	○大久保 欣一様（高栄東町）	50,000円
○国際ソロプチミスト北見みんと様（若葉）	100,000円	*大西 次雄様（北6条西）	

### <故人が生前お世話になったため>

○石ヶ森 勝人様（桜町）	20,000円	*高橋 節子様（端野町）	
○橋場 一浩様（端野町）	30,000円	○佐藤 則子様（端野町）	20,000円
○大槻 ヒロ子様（端野町）	20,000円	○高桑 康文様（常呂町）	50,000円
○柴田 昭広様（留辺蘂町）	10,000円	○水野 享様（留辺蘂町）	10,000円
○笹木 正人様（札幌市）	10,000円		

### <西部商工振興会解散にあたり福祉推進のために>

○西部商工振興会様（常盤町・本町・大通西） 236,071円